

議案第 6 8 号

羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

(個人情報保護管理者)

第 3 条 実施機関は、法第 5 章第 2 節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(不開示情報)

第 4 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、羽生市情報公開条例（平成 1 3 年条例第 2 号）第 5 条第 2 項第 1 号エに掲げる情報とする。

(個人情報取扱事務ファイル簿)

第 5 条 実施機関は、個人情報取扱事務ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第 6 条 法第 8 9 条第 2 項の手数料の額は、無料とする。

2 法第 7 6 条第 1 項の規定による開示請求をする者で、保有個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付及び送付に要する

費用を負担しなければならない。

(開示請求の手続)

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(開示決定等の期限)

第8条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第9条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正請求の手続)

第10条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 訂正請求の年月日
- (2) 訂正請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
(訂正決定等の期限)

第11条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求の手続)

第12条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に定める事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

- (1) 利用停止請求の年月日
- (2) 利用停止請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(利用停止決定等の期限)

第13条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、羽生市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年条例第5号）第1条の羽生市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の規準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年1回実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(羽生市個人情報保護条例の廃止)

2 羽生市個人情報保護条例(平成13年条例第3号)は、廃止する。

(個人情報及び保有個人情報に関する経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の羽生市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項及び第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号の個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号の実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者

(2) この条例の施行の日前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者を含む。附則第5項第2号において同じ。)が行う当該業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第17条又は第21条から第23条の2までの請求がされた場合における旧条例第2条第7号の保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正、削除、目的外利用の中止及び同条第10号の特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに規定する個人情報ファイル(その全

部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の日前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものが行う当該業務に従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例の廃止の前に行った旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(羽生市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

8 羽生市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 羽生市情報公開条例(平成13	(設置) 第1条 羽生市情報公開条例(平成13

年条例第2号)第13条及び個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第1項の規定に基づく実施機関の諮問に応じて審査するため、羽生市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

年条例第2号)第13条及び羽生市個人情報保護条例(平成13年条例第3号)第29条の規定に基づく実施機関の諮問に応じて審査するため、羽生市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(羽生市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

9 羽生市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 羽生市情報公開条例(平成13年条例第2号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度<u>並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、羽生市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開条例及び</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 羽生市情報公開条例(平成13年条例第2号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度<u>及び羽生市個人情報保護条例(平成13年条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、羽生市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開条例及び</p>

個人情報保護法施行条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされている事項のほか、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされている事項のほか、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

(羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

10 羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>及び<u>羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)</u>の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>羽生市個人情報保護条例(平成13年条例第3号)</u>の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。</p>

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明